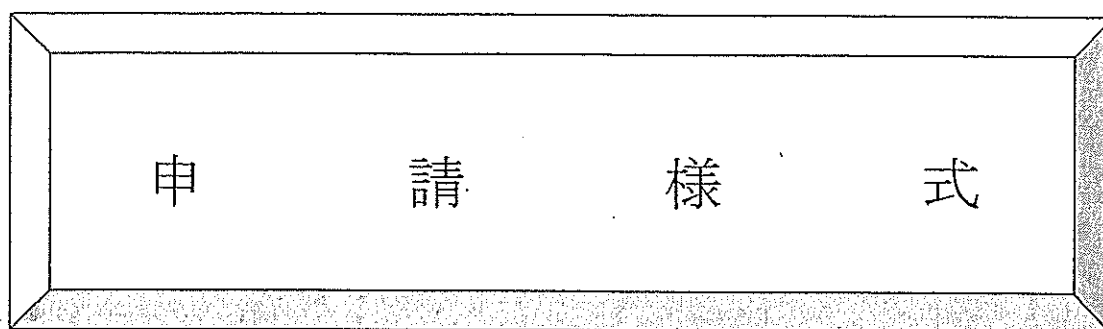




※ 申請様式が次頁以降にありますので、申請書を作成する際には、コピーするなどして使用してください。

酒類販売場移転許可申請書

---	--

酒類販売場移転許可申請書（CC1-5126）の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第16条第1項の規定により、酒類販売場の移転の許可を受けようとする場合に使用してください。
- 2 販売業免許申請書次葉1から3はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 税務署の管轄区域を異にする移転の場合には、移転先の販売場の所在地の所轄税務署長あての申請書を移転前の販売場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、移転後の位置を明瞭に記載した図面として申請書次葉1「販売場の敷地の状況」を作成してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」「〇〇営業所」等と記載してください。また、次の区分により、業態区分を記載してください。
(業態の区分)
 - ① 一般酒飯店（酒屋、酒類専門店等）、② コンビニエンスストア、
 - ③ スーパーマーケット、④ 百貨店、⑤ ①～④以外の量販店（ディスカウントストア等）、
 - ⑥ ④業務用卸主体店、
 - ⑦ ⑥ホームセンター・ドラッグストア、
 - ⑧ ⑦その他・・・①から⑧までに該当しない業態の店舗で、具体的に記載してください。(例：ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、米穀店、果物店、生花店、菓子店など)
- 5 「申請販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申請販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 6 関係書類は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」の定める必要書類を添付し、酒類販売場移転許可申請書（h）チェック表（CC1-5104-2(7)）により確認するとともに、これを添付してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。
- 7 ※印欄は記載しないでください。

販売場の敷地の状況

(所在地)

(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

販売業免許申請書 次葉 2

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

事業の概要（販売設備状況書）

区 分	数量等
(1) 敷 地 （自己所有・借地）	m ²
(2) 建 物 （自己所有・借用） （平成 年 月 日完成予定）	m ²
イ 店 舗	m ²
ロ 事務所	m ²
ハ 倉 庫	m ²
ニ 駐車場	m ²
ホ	
ヘ	
(3) 車両運搬具 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
(4) 什器備品 （自己所有・借用）	
イ	台
ロ	
ハ	
ニ	
ホ	
ヘ	
ト	
チ	
リ	
ヌ	
(5) 従業員	人
	人

（注）賃貸借がある場合には契約書等の写し、建築中の場合は請負契約書等の写し、
農地の場合は農地転用許可にかかる証明書等の写しを添えてください。

酒 類 販 売 場 移 転 許 可 申 請 書 (h) チェック表

《酒類販売場移転許可申請書及び申請書次葉》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売場の所在地 及 び 名 称	- 不動産登記法によるすべての地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか - ふりがなの記載漏れはないか		
酒類販売管理者 の選任（予定）	氏名・役職等が記載されているか		
移 転 年 月 日	事業計画に基づいた、予定の移転年月日が記載されているか		
販売業免許申請書次葉 1 （販売場の敷地の状況）	建物の全体図に申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉 2 （建物等の配置図）	- 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか - 酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉 3 （事業の概要）	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		

《添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
契約書等の写し	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、建物が未建築の場合は請負契約書等の写し、農地の場合は農地転用許可に係る証明書等の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類		
土地及び建物の登記事項証明書	- 全部事項証明書を添付しているか - 申請販売場の建物が複数の土地にまたがる場合には、そのすべての地番にかかる土地の登記事項証明書を添付しているか	注 1	
免許申請書チェック表	- 確認欄に○印を付して確認しているか - 省略した書類について斜線を引いているか		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印（提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。）を記載してください。

（注） 1 販売場の店舗等の新築又は改築を行うための一時的な移転の場合には、添付を省略することができる。

2 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。